

会 議 録 目 次

令和4年第1回海田町議会臨時会（第1日目）

令和4年1月7日（金）午前9時00分開会

日 程 第 1	会議録署名議員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・	3
日 程 第 2	会期の決定について・・・・・・・・・・・・・・・・	4
日 程 第 3	承認第 1 号 専決処分をした事件の承認について（令和3年度海 田町一般会計補正予算（第8号））・・・・・・・・	4
日 程 第 4	第 1 号議案 令和3年度海田町一般会計補正予算（第9号）・・・	14
	（閉 会）・・・・・・・・・・・・・・・・	18

7. 欠席議員(0名)

なし

~~~~~○~~~~~

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

|       |   |      |
|-------|---|------|
| 町     | 長 | 西田祐三 |
| 副町    | 長 | 今岡寛之 |
| 企画部   | 長 | 鶴岡靖三 |
| 総務部   | 長 | 丹羽勤  |
| 福祉保健部 | 長 | 森川雅枝 |
| 財政課   | 長 | 吉本真人 |
| 総務課   | 長 | 中村修介 |
| 社会福祉課 | 長 | 杉本幸穂 |
| こども課  | 長 | 新藤正敏 |

~~~~~○~~~~~

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

| | | |
|-------|---|------|
| 議会事務局 | 長 | 倉本勇登 |
| 主査 | | 水野啓太 |
| 主任 | | 辻千奈美 |

~~~~~○~~~~~

10. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 承認第1号 専決処分をした事件の承認について(令和3年度海田町一般会計補正予算(第8号))
- 日程第4 第1号議案 令和3年度海田町一般会計補正予算(第9号)

~~~~~○~~~~~

11. 議事の内容

午前9時00分 開会

○議長(桑原) 皆さんおはようございます。本日は大変御苦勞様です。ただいまの出席議員数は16名でございます。定足数に達しておりますので、令和4年第1回海田町議会

臨時会を開会いたします。なお、本日は、地方自治法第 121 条の規定により、町長及び説明の委任を受けた者の出席を求めています。また本日、報道関係者のカメラ等の撮影については許可をしておりますので御了承いただきたいと思ひます。直ちに本日の会議を開きます。令和 4 年の新春を迎え、早々の臨時会の開会となりましたが、皆様方には、本年も海田町発展のため、慎重な議会審議に御尽力をいただきたいと思ひます。さて、令和 2 年から拡がり始めた新型コロナウイルス感染症は、令和 3 年も継続し、第 5 波まで流行と鎮静が繰り返されました。そして、昨年秋には変異株が発生し、従来株とともに拡大する傾向にあり、予断を許さない状況が続いておりますが、そのような中、海田町では、これまでさまざまな感染症対策を講じるとともに、各種支援を行ってまいりました。本臨時会でも、子育て世帯の臨時特別給付金に係る専決処分承認及び住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に係る一般会計補正予算について審議を行うことになっております。執行部におかれましては、今後も海田町としてできる限り、新型コロナウイルス感染症に係る事業に取り組んでいただきたいと思ひます。我々の生活は、このウイルス感染症により自粛や制約を伴う生活が長く続いておりますが、引き続き感染拡大の防止策に努めていくことが収束につながっていくものと思ひます。この厳しい局面を皆で乗り越え、一日も早く平穏な日常を取り戻せるよう皆様の御協力をお願い申し上げます。それではこの際、町長から発言の申出がございますので、これを許します。町長。

○町長（西田）皆様、おはようございます。本日は令和 4 年第 1 回海田町議会臨時会を招集申し上げましたところ、議員各位には御出席を賜り厚く御礼を申し上げます。本臨時会には、承認 1 件、補正予算 1 件を提出しております。議員の皆様におかれましては十分に御審議いただきまして、是非とも議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上、本臨時会の招集に当たりましての御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（桑原）本日の議事日程はあらかじめ御手元に配付をしております日程第 1 から日程第 4 に至る各議案でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第 110 条の規定により、議長より、11 番、久留島議員、12 番、多田議員を指名いたします。

~~~~~〇~~~~~

○議長（桑原）日程第2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決めます。この際、議長より議員の皆さん及び執行部の皆さんにお願いをいたします。発言をされる際には、マスクを着用したままとしますので、的確で分かりやすく、また、声が聞き取りやすいようマイクを立ててゆっくりと発言をしてください。なお、執行部の皆様には、挙手の際に職名を名乗っていただきますようお願いを申し上げます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（桑原）日程第3、承認第1号、専決処分をした事件の承認について、令和3年度海田町一般会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）承認第1号、専決処分した事件の承認について。令和3年度海田町一般会計補正予算第8号につきましては、子育て世帯への臨時特別給付金に関する経費の増額の予算措置を行うものでございますが、特に緊急を要するため、12月15日付けで専決処分をさせていただいたものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）それでは、承認第1号について御説明いたします。議案書は、1ページから5ページにかけて、令和3年度海田町一般会計補正予算第8号の専決処分の承認について記載しております。また、関係資料として資料1、令和3年度補正予算説明書と、資料2、事業概要資料を併せて提出しております。説明は資料2によりさせていただきますので、資料2、子育て世帯への臨時特別給付金の概要をお願いいたします。まず、1の概要でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、その影響により苦しんでいる子育て世帯の生活を支援するための子育て世帯への臨時特別給付金については、当時の国の方針に基づき、令和3年中に先行給付金として5万円を支給するため、昨年の12月議会において補正予算を計上し、議決をいただいております。残りの5万円相当のクーポンを基本とした給付については、国の方針が示されてから、改めて予算措置する予定でございました。しかしながら、急遽、国の方針が見直

され、見直し後の給付基準等が、令和3年12月15日付けで国から示されたことに伴い、年内に現金を一括給付するため、残りの5万円の給付に係る補正予算について同日付けで専決処分を行いました。これにより、12月議会で議決をいただいた予算と専決処分した予算を合わせて、中学生以下の児童手当受給者に対して、子育て世帯への臨時特別給付金として児童1人につき10万円を令和3年12月24日に一括支給いたしました。2、支給額、3、支給日については記載のとおりで、4、補正予算額については、歳入歳出のそれぞれの項目について、12月補正予算で議決をいただいた予算額とこの度の専決処分を行った補正予算額2億8,000万円と、その合計額をそれぞれ記載しております。また、資料2の別紙として、子育て世帯への臨時特別給付金の現金一括給付について併せて提出しており、1、子育て世帯への臨時特別給付金をめぐる経緯と、2、年内の現金一括給付の決定についてそれぞれ記載しております。以上で、承認第1号の説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。前田議員。

○14番（前田）まず、この承認案件、なぜ今議会を開いて報告する必要があるかというのがまず冒頭、その説明を願いたい。いわゆる専決は、議会の承認案件ではありませんが、まあ、今の説明のとおり、急な出来事、諸般の事情ということで、時間的余裕はないと、こういう場合に、専決、町長に一定の条件を付けて、議会がその権限を移譲しとるといふか委任しとるわけでありまして。それで、今言いましたように、これで、この臨時会、なぜ、今、開く必要があるのかっていうのがまず一つ。二つ目は、今の説明にもありました地方自治法の179条、それとか、いろいろ、180条あるいは96条、ここらを含めて委任しておるものであるとは思いますが、本町の議会が町長の与えとる委任条件にも示されておるとおり、制限がかかっておると、こういうふうを考えるわけでありまして。一般的な予算でも、5,000万を超えるものについては、議会の同意を得て執行しとるわけ。今回2億8,000万、専決で12月24日に執行しておる。これは専決の範囲を越えとるんじゃないかと。この専決権はどこまであるのかっていうのをまず聞きたい、二つ目にね。ほいで、併せて、今言いましたように、町長に専決、議会が専決権を与えとるという、例規集の中にもあるわけですが、5,000万を超えるものが執行できるというのはね、例規集のどこに書いとるんか。今言いましたように、179条、180条、あるいは97条については、地方自治法で制限、あ、96条じゃね。それには、町長に委任をしと

るという、専決権を委任するということは書いとるけども、枠がないんよね。ほいで今言うたように、5,000 万以上のものについては議会の同意で執行することになった。今回2億8,000 万をやっとる。どういう条例に基づいて執行ができるのかと、こういうのが二つ目。三つ目についてはね、12 月8日、10 日かな。ちょっと今の資料の2のほうで、どこ行ったかいの、そりゃあええとして、10 日か何かに、文教福祉委員会、常任委員会で説明をしておるんよの。ほんで、国の指針は国会等でいろいろ論議されて、最終的には、12 月15 日に、いわゆる、好きなように扱っていいですよ。クーポンでなくてもいいですよ、全額10 万円、現金でもいいですよ、好きにやりなさいという指針が15 日に示された。これは国から、それも通達が出とるんよの。ところが、その5 万円を、今言った通達が、5 万円、通達出る前に、それらしきことがもう国会で、3 日も4 日も前からもう風が吹きよった。そういうふうになるというね。内示いうか通達が来たのは12 月の15 日であっても、それから執行は24 日にしとる。約10 日。ここで言う議会は開くとまがないと、こういう説明であるけども、10 日間あるんだから、委員会を、常任委員会を開く時間もあつて、なぜ、本会議を開く時間がなかったのか。その10 日間の時系列、こういうことの原因で、議を開く時間がなかった。こういう説明をね、今言いましたように、例規集のどこに書いておるんか。ページを示してそこらを含めて、ゆっくりと説明を願いたい。以上3 点。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）3 点御質問いただきまして、1 点目、2 点目のほうについては私のほうから答弁をさせていただきます。まず1 点目の、なぜ今臨時会を開いて報告するのかという点につきましては、この度、臨時会を開く理由としましては、この後出る第1 号議案、令和3 年度海田町一般会計補正予算第9 号について議決をいただく必要があることから、この度、臨時会をお願いしたものでございまして、専決処分の報告については、地方自治法第179 条第3 項により、専決処分を行った次の議会において、これを議会に報告し承認を求めなければならないということで、12 月に専決処分を行って、この度、第1 号議案で臨時会を開くに当たって、この議会において専決処分の報告をさせていただいたものでございます。次に2 点目の、専決処分に当たっての金額の制限等はないのか。根拠規定、条例等には、どこにどう記載してあるのかという点でございますが、まず、専決処分に当たりましては、根拠規定として、この度の根拠規定、第179 条、長の専決処分とは別に、もう一つ、第180 条で、議会の委任による専決処分の2 通りがござ

います。前田議員御指摘のとおり、第 180 条の議会の委任による専決処分については、例規集でいうと、海田町議会の委任による町長の専決事項の指定についてという規定がございまして、ここでは御指摘のとおり、金額についての、例えば損害賠償で支払うものではその額が 100 万円以下のものと限定されているところでございますが、この度の専決処分の根拠規定としては、第 179 条の専決処分というところでございます。で、こちらについては、地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができるという規定で、その専決処分の対象としては、原則として、議会の議決すべき事件、御指摘のとおり第 96 条のほうに議決事件についての規定がございまして、その第 1 項、第 2 項において、予算を定めること、こちらが、専決処分の対象となっているところで、これについては、金額の制限はないところでございます。なお 5,000 万という金額のところを捉えて言いますと、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例において、一件、5,000 万以上の工事又は製造の請負をする際については、議会の議決が必要だという条例が別にあるところでございます。

○議長（桑原） こども課長。

○こども課長（新藤） 3 点目でございますが、12 月 10 日の文教福祉委員会におきましては、まず 5 万円の先行給付金を年内、その後、来年の春までに、子ども 1 人当たり 5 万円のクーポンを基本とした給付を行う、また自治体の実情に応じては現金給付も可能ということを説明させていただきました。その後、15 日に国の正式な通知が来ましたので、同日付けで専決処分をさせていただいたわけですが、10 日間あったという御指摘でございますが、24 日に振り込みを終えるためには 17 日までには全ての事務処理を終えて、会計管理室に伝票を提出、その後、広銀さんのほうにデータを渡すというところで、時間がなかったものでございます。

○議長（桑原） 前田議員。

○14 番（前田） 3 点目の件だけでもね、時間が、振り込み等の時間が要した、今、いうことじゃが、24 日だから、そうなのであって、仕事は 28 日までであった。ほいで、今ここにはないけども、町長のほうから、こういうことで、専決でやりますよ。給付、あれは 27 日だという案内が出た記憶があるんだけど、それはまあ、やかましい言うことはええとしてもね、急ぎ、そういう、いわゆる生活支援金ということだから、急ぐ必要があったのかも分らんけども、そこまで急ぐ必要があったのかどうか、の。いうあれが、専決でやる意味が分らん、ということで、今の言うた専決の件なんだけどもね、5,000

万以上のものが、そういうことで、議会の同意を得ると、じゃあ、今回は、あとの議案がどうかで、これは5億8,000万。意味が分からんというのはそこなんで、5,000万以上の執行については議会の同意が要りますよと言うとるわけよ。これは、財産取得とか云々ということで処分、取得もあるし処分もあるわけですが、今の179条か、その2項云々いうて、2項は、はっきり言ってないんと一緒なんよ。179条の2項は。むしろ1項のほうにようけ書いておるけど、本文のほうというか、それで今さっきからも言うた、5,000万円が執行できるのに、5,000万以上が執行できない、今いう、ね。専決2億8,000万ができるのに、今度は次の、飛ぶけども、次の議案が5億8,000万。このために臨時議会を開いた、今開いたと、こういうこと。ちょっとその辺の意味が分からん。の、2億8,000万なら専決で執行できる。5億8,000万はできない。その違いを説明してくれ言うとるんよ。それをさっき言うた5,000万以上のものは同意が要るのに、2億8,000万ならできるのか。その根拠を示してくれというとるんじゃが、どうもその今言うた、さっきも言ったけども、例規集のページね、議会の委任に関する、町長に委任権を与えておくことについては例規集で77ページかなんぼかやったと思うけども、載っとるんよ。ところが今言った2億8,000万の件が、5,000万超えるとかいう数字がないんよ、ないから、無制限じゃ言うのか。ほいじゃ、何のために設計変更、例えば工事云々という説明もあったけどもね、いわゆる15パーセント以内の1,000万円以内とか、700万とか、ほかのいろんなものの数字、今事故の場合の100万円とか。いろいろ数字は、事細かに書いておるわけよ。ところが、この2億8,000万がないんよ、どこにも、調べても。わし、たまたま今日、そういうことで、例規集は、1番だけじゃけども、持って入っとるんだよ。だからページ示して言うてくれ言うとるんよ。分からんよ、これ、調べても。だから、それは、もうちょっと分かりやすく言うと、専決権を逸脱しておるんじゃないんかという、どうなんか、それ、町長の専決の範囲に入っとるんかどうか。そこを示してくれと言うとる、どこに書いとるんかということ。再度、そこら辺、説明願いたい。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）まず2点目について御答弁申し上げます。まず、例規集のページで申しますと、第1巻の4,650ページ、こちらに、4650、こちらに、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例がございます。先ほど申し上げた5,000万円というところについては、第2条、議会の議決に付すべき契約というところで、予

定価格 5,000 万以上の工事又は製造の請負契約については議会の議決に付きなければならないということが、この条例に定めてあるところで、こちら、補正予算、予算とは別の契約認定というところでの条例の規定がまずございます。また、例規集においての 1,060 ページ、1060、こちらのところで、御指摘の海田町議会の委任による町長の専決事項の指定についての規定がございます。ただ、こちらについては地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、町長において専決処分できるものが指定されているところでございます。ただこの度の専決処分の根拠規定としては、地方自治法の第 179 条による専決処分ということで、専決処分、補正予算の専決処分と言いますと、こちらの 179 条の専決処分でございます。こちらについては、根拠規定としては、地方公共団体の長は議決すべき事件を処分することができるということで、その予算については上限がないところでございまして、直近の実例で申しますと、例えば平成 30 年の豪雨災害であるとか、あるいは定額給付金についても、30 億であるとか、5,000 万を超える金額について専決処分をしてるところでございます。ただ、この 179 条の専決処分につきましても、あくまでも議会を招集する時間的余裕がないことが明らかである場合、やむを得ない場合に限定して用いられるべきであるということで、専決処分をさせていただくもので、この後出る第 1 号議案については、この度臨時議会をお願いしまして、審議をいただくところでございます。

○議長（桑原） こども課長。

○こども課長（新藤） 1 点目の支給日を 24 日ではなく 28 日、または年明けでもよかったですのではないかと、そうすれば臨時会を開けたのではないかとという質問でございますが、もともと先行給付金の 5 万円を 12 月 24 日に振り込む予定にしておりました。それに合わせて、少しでも早く子育て家庭のほうに給付金を支給したいということで、同じく 24 日に現金一括支給したものでございます。

○議長（桑原） ほかにございませんか。佐中議員。

○15 番（佐中） 15 番、佐中です。今回の議案について、子育て世帯の臨時特別給付金は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けておる子育て世帯を支援することを目的として、18 歳まで、これは、2003 年、平成 15 年 4 月 2 日以降の出生の児童を養育して、それが対象で、児童手当の所得要件を満たした世帯に対して児童 1 人につき 10 万円。専決処分が 5 万円と追加処分 5 万円です。それで具体的にお尋ねしますが、まず一つは、対象となる人、18 歳以下の子どもがいる世帯について、児童手当の所得制

限限度額に相当する場合は、原則として支給対象外とされておりますが、ただし一部の市区町村では、独自に支給対象を追加して、所得によらず支給を実施するところもあるが、本町としては、所得制限限度額に相当する場合は、どう専決をされて、実施をされているのか、まず1点お尋ねします。二つ目には、対象となる人の年齢についてお尋ねをいたします。2003年の平成15年4月2日から2022年3月31日まで生まれた子どもが対象というふうに考えますが、海田町ではどうなっておりますか。漠然と0歳から高校3年生までの子ども1人当たり10万円というのは、どうなのかという質疑でございます。三つ目には、対象となる人への世帯の確認の基準日についてお尋ねをいたします。18歳以下の子どもへの10万円給付を、基準日9月30日後に離婚した子どもと同居している親が受け取れないケースが生じる問題が発生すると思いますが、いわゆる配偶者暴力、DVと言われるそういう場合において、別居生活はどうなっているのか。海田町では把握をして対応しているのかどうか、お尋ねをいたします。内閣府では、17日、国としては特別な対応を行わないが、自治体の判断で地方創生臨時交付金を用いて救済を行うことができるとの見解を示しております。実際はどうなっておるのか、配慮しておるのかどうか。その辺もお尋ねします。四つ目には、送金方法についてお尋ねをいたします。世帯主宛てなのか、対象者名義で、世帯主宛てなのか。あるいは申請方式なのか、それとも機械的に18歳以下で申請書はなくても送金しているのかどうか。その場合に、指定した口座に対して支給なのか窓口支給なのか、児童手当を受給中の世帯は、基本的には申請が不要だというように、支給ができるというように思いますが、申請に必要な方があるのかどうか、お尋ねをいたします。五つ目には、申請が必要なケースについて、世帯主が公務員の世帯、申請方法は市区町村によって違うというように聞いておりますが、海田町ではどういう対応をされているのか。この5点についてお尋ねをいたします。

○議長（桑原） こども課長。

○こども課長（新藤） まず、1点目の対象者につきましては、国の規定では、児童手当の所得制限限度額を超過している方については今回の給付金の対象外のため、町としても対象としておりません。2点目の対象児童の年齢ですが、議員御指摘のとおり、平成15年4月2日生まれから令和4年3月31日生まれの児童が対象でございます。次に、3点目の離婚した方とDV被害者への対応でございますが、自分が児童養育しているのに給付金が離婚した元配偶者に支給されたであるとか、また、配偶者の暴力により別居し、自分に給付金が支給されないといった問い合わせは、今のところございません。今後申

請が必要な方で、離婚やDV等の相談があった際には、国の通知にもございますが、給付金が子どものために使われるよう、制度の趣旨に合った使われ方となるよう対応してまいります。また、親権を持つ親に給付金が渡らない場合、都道府県が地方創生臨時交付金を活用して、給付を認めると報道等ございましたが、まだそれ以上の情報はなく、国・県からの通知を待っているところでございます。4点目の送金方法につきましては、まず、子どもが中学生までの児童手当の受給者につきましては、12月16日付けで保護者に通知をし、12月24日に申請なしで、保護者の指定する児童手当が振り込まれる口座のほうに入金をしております。保護者が公務員、また高校生の児童がいる保護者は、こちらは申請が必要で、12月28日付けで保護者全員に通知文と申請書を送付し、年明けから随時申請を受け付けております。また新生児につきましては、出生届の際に申請を受け付けております。5点目の、公務員への対応でございますが、4点目ともちょっと重複しますが、12月28日付けで公務員の方全員に通知文と申請書を送付し、職場から児童手当が支給されていることが確認できる書類、通帳のコピーを添付していただき申請を受け付けております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）1番、よう分かりました。2番目の対象の範囲ですが、3月31日まで、現在妊娠をしておる、見込みが、あるいは出産の予定日が前後する場合が出て来ますよね。そういう対応は、もう機械的に、もう3月31日に出生した、お産したということで切ってしまうのか、戸籍上のそういう機械的な判断で、これを処理するのかどうか。これが聞きたいわけです。それから、今の対象となる人、世帯のそういう、いわゆるDVですね。今の答弁では、なしというのがありますが、ここ何年か、いろんなトラブルがあったり、全国的に見ても、子育て中が、だいたい3組に1人とか、離婚したり、別居したり、あるいは、本当に子どもが、おじいちゃんおばあちゃんなり、子育ての保護者になってもらったようなところもあるんですが、そこら辺は全部把握をしての、そういう対応をしておるのかどうか。これをお尋ねいたします。それからもう一つは送金方法。今聞くと、児童手当の受給を中心に送金をされておりますが、その漏れというのは、どこで確認をするのか。本当に戸籍上から見て、それを参考にしながら、あるいは突き合わせをしながら対応しているのかどうか。お願いします。

○議長（桑原）こども課長。

○こども課長（新藤）まず1点目の、3月31日生まれまでの方が対象かというところでご

ざいますが、こちらにつきましても国の規定に基づくものですので、3月31日生まれまでの方を対象といたします。2点目の、DV等問題のある家庭を把握しているのかという点でございますが、今回の給付金に関しての、そういうDVであるとか、離婚のついでという相談はございませんが、こども課内におきまして、そういう困難事例とか、支援が必要な事例というのを把握しておるところでございます。3点目の、送金の漏れがないかというところですが、こちらにつきましましては、児童手当のシステムから、ちゃんとデータを引っ張った上で送っておりますので、漏れはないと思っております。公務員と高校生につきましても、全住民票のデータから、0歳から18歳を引っ張って、そこから児童手当をもらっている方を抜いて送っておりますので、こちらにも漏れはないと思っております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）一番大事なものは、本当に子どもに対して支援をしてやっていく、子育て支援ですね。一番生活に困っているのは、やっぱり、あるかないか、今ないと言われたんだけど、離婚によったり、今のまあ、夫婦喧嘩によって別居したりして、親権者が母親なのに世帯主に対して送って、ほいで、そこら辺は非常に生活に困っているのが、一番、生きていく上に、あるいはこの制度の中での趣旨の精神から外れていくわけですよ。そこら辺は十分注意をする必要があるんですが、そこら辺の確認、これはどうなってるのか。これお尋ねします。一番ね、そこが本当にコロナで困って、収入が少なく夫婦喧嘩あるいはDVによって、別れて、あんまり人に言いたくないいう場面が出てくると思うんですね。親元に帰ったり、そういうのが、そこが一番、今回の趣旨の目的なんですけれども、そこら辺はどうなっておるかお尋ねします。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）この度の給付金につきましてもですが、そもそも児童手当の制度自体がですね、同居の親が優先をしております。ですから、DVや離婚の相談をしっかりとこども課のほうで、相談員もおきまして、対応しております。その際に、しっかりと伺いをして、まず児童手当が、子育てをされてる方に、同居優先になるような手続をしております。その制度に基づきまして、この度の給付金もございまして、今はそういう相談はございませんが、今後もそういう御相談があったら対応していくようにしておりますので、しっかりと対応しているところでございます。

○議長（桑原）ほかにございせんか。兼山議員。

○7番（兼山）7番、兼山です。子育て世帯への生活の支援だから、世帯でちょっと、単位で、お聞きしたいんですが、先ほど課長の説明でもう、高校生と公務員のほうは、送付、100パーセントしたということなんで、結局、世帯で聞くと、また、仕切り直しですけど、何世帯なのかというのと、もう一つその中で、いわゆる中学生以下15歳までの世帯の振込をしたということで、振込率イコール支給率だと考えるんですが、その率、その2点。質疑します。

○議長（桑原）こども課長。

○こども課長（新藤）世帯数につきましては、中学生以下の児童手当の受給者が2,302世帯、高校生と公務員が863世帯でございます。で、24日に支給した世帯の率は72.7パーセントでございます。

○議長（桑原）兼山議員。

○7番（兼山）残りの27.3パーセントで、年齢で分かりますか。年齢というのが、分かれば教えていただけますか。なければ大体の世代。まあ、年齢かな。年齢のほうで、中学生か小学生か。そういったところの率が一番低いところだけでいいですけども、分かれば教えていただけますか。

○議長（桑原）こども課長。

○こども課長（新藤）申し訳ございません。ちょっと年齢では把握しておりません。

○議長（桑原）下岡議員。

○9番（下岡）2点ほど。まず第1点目はですね、5億6,000万、10万ですから、5,600人の児童に対して予算取りしたということだと思っんですけども、これ、もし仮に、全員にですね、支払うとしたら、何人の方が、0歳から18歳までの方、19の学年ですよ、学年でいうと、の方がいらっしゃって、そのうちの5,600人なのかという点と、もう一つ、このクーポンをめぐって途中いろんな放送、テレビ等で取り上げられたんですけども、そのときの取り上げ方はですね、年収、親のどちらかが年収960万以下の方が対象だというふうな取り上げ方をされたんですけども、それと、今回は、中学生以下児童手当ということになってるんですけども、その児童手当の基準というものと、今の世間で取り上げられた960万ということで、不公平じゃないかという議論もそのときにあったと思うんですよ。親が、例えば、900万ずつ所得があって、1,800万あった所帯は対象でですね、どちらか片方が960万を超えているからということで、支給されないというような議論もあったんですけども、この児童手当と今の放送されてるような内容と

いうのは完全に一致してるのか。その2点です。

○議長（桑原）こども課長。

○こども課長（新藤）まず5,600人の根拠でございますが、3年の10月末時点の0歳から18歳の人口が5,617人ございました。そのうち、児童手当の中で所得制限を超えている方が約4パーセントいらっしゃいますので、そこで4パーセント減らして5,388人、そのうち、10月以降に出生される方が約150人と見込んで、5,538人というところで5,600人で予算を計上したものでございます。次に、所得制限につきましては、960万円の制限というものは、これは児童手当の所得制限額と全くイコールでございます。

○議長（桑原）よろしいですか。ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより承認第1号について採決を行います。お諮りいたします。承認第1号について、これを承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、承認第1号は原案のとおり承認することに決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第4、第1号議案、令和3年度海田町一般会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第1号議案、令和3年度海田町一般会計補正予算第9号。この度の補正予算につきましては、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費の増額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）それでは、第1号議案、令和3年度海田町一般会計補正予算第9号について御説明いたします。関係資料として、資料3、補正予算説明書と、資料4、事業概要資料を提出しておりますが、説明は資料4によりさせていただきます。資料4、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の概要をお願いいたします。まず、1の概要につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、さまざまな困難

に直面した方々の生活・暮らしを支援するため、国が定める支給要領に基づき住民税非課税世帯等への臨時特別給付金を支給するものでございます。次に、2、支給対象世帯については、記載のとおり、(1) 令和3年度住民税非課税世帯と、(2) 令和3年1月以降の家計が急変した世帯の2種類がございませう。3、支給額については、1世帯につき10万円でございます。4、補正予算額については、歳出については、給付金給付事業と給付事務事業をそれぞれ増額し、歳入では、それぞれ同額の国庫補助金を計上しております。5、支給開始日は、令和4年2月3日を予定しております。6、その他については、令和4年9月30日までが申請期間のため、繰越明許費を併せて設定するものでございませう。

続きまして、議案を御説明いたします。第1号議案をお願いいたします。この度の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に4億4,078万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を136億7,053万1,000円とするものでございませう。また、第2表により、繰越明許費の補正を行っております。以上で、令和3年度海田町一般会計補正予算第9号の説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。多田議員。

○12番（多田）12番、多田です。まず支給対象世帯なんですけど、1番の住民税非課税世帯、これはまあ分かるんですけど、その、2番のですね、家計が急変した世帯っていうのがあるんですけど、これについて、昨年度の年収は非課税じゃないんですけど、今年になって急に給料下がったとか、そういった理由があると思うんですけど、これの把握の仕方というのはどのようにされるのか、お願いいたします。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（杉本）家計急変世帯の収入の把握、確認の仕方でございますけれども、申請書、自己申告になるんですけども、添付していただく書類といたしまして、給与の明細書ですとか、通帳の写しですとか、そういったところで確認をしております。

○議長（桑原）よろしいですか。よろしいですか。下岡議員。

○9番（下岡）今のですね、住民税非課税世帯と、それと同様の状況にあるものということなんですけど、これ、4,200世帯と、海田町の世帯数が全部で1万3,000幾らですから、3分の1近くに相当すると思うんですけどもですね、具体的に、町民税非課税世帯が何世帯で、それプラス同様の事情にあるものという、具体的にどれだけの世帯があ

るんか、お尋ねします。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（杉本）国から示されました算定方法で積算をしたところでございますが、非課税世帯が、3,700世帯、家計急変世帯を500世帯と見込んでおりまして、4,200世帯ということで想定させていただいております。

○議長（桑原）下岡議員。

○9番（下岡）今、説明で、国から示された指針と言ってるけども、実際に海田町で、既に町民税非課税所帯とかいうて毎年やってるわけですよ。その実数のことを言ってるのか、国の基準で見直したときに3,700と言ってるのか、もっと詳しく説明してください。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（杉本）個人住民税の非課税ということになりますので、世帯として、実数というところではございませんで、先ほど申し上げた数字は、あくまでも国の示した算定方法によって算出したものでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）10番、宗像です。まず1点。2番については、実際コロナが始まったのは3年の1月からじゃないですよ。既に給料が下がった中でまだ下がった世帯のことをおっしゃってるのか、本来は、制度の趣旨からすれば、コロナが始まる以前と始まった後に下がった世帯で支給すべき案件、算定すべき案件を、既にもう給料が下がった状態、コロナが始まった中で給料が下がった状態から、まだ下がった状態となると、本当にこれ該当者が出てくるんかどうかわかるとか疑問を感じるのがまず1点。で、2点目は、これらに対してどういう周知を行うのか。対象者が多分見えないと思うんですよ。対象者が見えない人に対して、どうやって周知をして、どのような形で申請を受け取るのか。まず、それが2点目。3点目は、先ほどの下岡議員の追加の質問になりますが、この3,700世帯と、実際に住民税非課税世帯の誤差はどうなってるんです。現在住民税非課税世帯が分かっていますよね。それと国が算定した、国の方法で算定しなさい言われたその算定した結果が3,700。じゃ、今、実際に非課税になっている世帯との誤差はどの程度あるんでしょうか。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（杉本）1点目につきましては、国の基準に基づき、令和3年1月以降で

の家計急変ということで確認をしてみたいです。2点目、周知につきましては、対象になる可能性が高い世帯がかかわります、くらしの安心サポートセンター等で、周知のほうを図ってみたいと考えております。3点目でございますが、住民税非課税者については数字がございますが、世帯ということでの把握というものが、実際に個人住民税でございますので、世帯での確認ということは、現状ではできておりませんで、システム改修後、世帯を抽出していくということで、実数の把握のほうはできておりません。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）確かに国の指針はそうなるかもしれませんが、本来のこの趣旨を出すのであれば、当然その辺も踏まえて、2の点については、町として上乗せでもやるべき案件じゃないんですか、そうせんと、実際に困ってる人のところに行かないんじゃないんです。コロナ前に比べて、コロナ後になって収入が下がった世帯に行かなくて、既に収入が下がるとる世帯のまだ下がった世帯いうたら、限られてくるんじゃないんですかね。その辺について再度、しっかりした御答弁を願いたいのと、もう1点、先ほど、サポートセンターかな、何かを使ってやるということなんですが、もっと積極的にそういうものを、受け身の体制ではなくて、積極的なこちらから啓発をする必要があるんじゃないかと思うんですが、その辺について、再度説明求めます。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）コロナの影響で、コロナが始まってかなりの、もう、時間が経過し、今回の支給対象が、令和3年度の住民税非課税、それから、令和3年1月以降の家計急変というところで、本当に困ってらっしゃる方を救えてないんじゃないかっていうところでございますが、これまでもさまざまな貸付、それから、住居確保の給付金等でサポートはしてきております。その中で就労につないでいただくように、くらしの安心サポートセンターを窓口として、さまざまな給付も継続して行っている中で、この、今回の国の給付金を実施させていただくという運びとなっている状況でございます。で、令和3年度住民税非課税世帯についても、対象となる世帯をこれからピックアップして、給付につなげてまいりますし、くらしの安心サポートセンターだけではなく、広報等も、2月の広報にも掲載する予定です。それ以外でも、令和4年9月末までの申請期間となっておりますので、しっかりと周知を図って、生活に困ってらっしゃる方の給付につながるように、関係機関と連携しながら対応していくという予定でございます。

○議長（桑原）ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第1号議案について採決を行います。お諮りいたします。第1号議案について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、第1号議案は原案のとおりこれを決します。

以上で、本臨時会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。この際、町長から発言の申出がございますので、これを許します。町長。

○町長(西田) 議員の皆様、大変お疲れ様でございました。閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。本日開会の海田町議会臨時会におきましては、提出させていただきました議案を原案のとおり議決いただきまして、厚く御礼を申し上げます。簡単ではございますが、本臨時会の閉会にあたりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長(桑原) 以上で、令和4年第1回海田町議会臨時会を閉会いたします。皆様、大変御苦労様でした。

午前10時01分 閉会

※ 会議の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名する。

令和4年 5 月 日

海田町議会議長

海田町議会議員

海田町議会議員